

# 経営者協会だより

中小企業経営者協会  
中小企業経営労務研究所  
横浜市青葉区美しが丘2-28-5  
TEL: 045-902-0199 FAX: 045-902-0374  
http://www.chukeirou.com/

## CONTENTS

page		
1	埼玉労働局が改正労働契約法への対応を調査 無期雇用への転換を進める企業が半数超え	6
2	<b>特集</b> 算定基礎届の提出時期になります	7
4	<b>TOPICS</b> ● 中小企業の女性活用、3つの取り組みが成功のカギ ● 平成30年度より精神障害者の雇用を義務化する方針 ● 高齢者の雇用確保措置にかかわる 離職証明書の様式が変わります	8
		8

## 埼玉労働局が改正労働契約法への対応を調査 無期雇用への転換を進める企業が半数超え

改正労働契約法が今年4月より全面施行され、有期労働契約に関するルールが次表のように大きく変わりました。通算5年を超える場合の無期労働契約への転換ルールなどについて、企業はどのような対応を考えているのでしょうか。

埼玉労働局では、改正労働契約法の説明会に参加した労務担当者を対象に、今年2月に実施したアンケート

の結果を発表しました（回答数 139）。

### 無期転換を進める企業が半数超え

改正点①「無期労働契約への転換」に関してどのような対応を検討しているかという質問に対しては、無期労働契約への転換を進めていく企業が半数を超えている（12.9% + 42.4%）一方、通算5年を超えないように運用すると回答した企業も約2割ありました

（グラフ参照）。

改正点③の「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」は、賃金だけでなく福利厚生なども含めて、無期労働契約と有期労働契約で待遇に不合理な相違がないように見直しをしなければなりません。

アンケートでは、「改正法の趣旨をふまえて労働条件の相違を改善する」とした企業が15.8%、「問題があるか

どうかを個別に再点検する」（51.8%）と合わせ、3分の2を超える企業が何らかの対応をおこなうことがわかりました。一方で、「特に対応は考えていない」と答えた企業も16.5%ありました。

### 労働契約法の改正点

- ① 有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合には、労働者の申出により無期労働契約に転換させるルール
- ② 最高裁判例で確立した「雇い止め法理」の内容が法定化され、一定の場合に雇い止めが認められないことになるルール
- ③ 期間の定めがあることによる不合理な労働条件を禁止するルール

### 「無期労働契約への転換」に関して検討している対応（複数回答）

